安保法制の違憲性を改めて確認するとともに、日本国憲法の恒久平和主義を堅持し、安保法制改廃及び安保３文書の撤回を求める会長声明

１　安保法制が違憲であること

２０１５（平成２７）年９月１９日、集団的自衛権を容認する安全保障関連法制（安保法制）が強行採決により成立してから、本年で１０年目となる。

政府は、自衛隊が創設された１９５４（昭和２９）年以降、憲法９条に関して、個別的自衛権は認められるが、他国防衛を本質とする集団的自衛権の行使は認められないとするのが政府解釈であると一貫して説明してきた。そのため、集団的自衛権の行使を容認するには、本来、憲法改正手続を経なければならないはずである。

しかし、当時の安倍内閣は、憲法改正手続を経ることなく、集団的自衛権の行使を容認する安保法制を成立させたものであって、同法制は、憲法９条に反するのみならず、立憲主義にも反するものである。

また、集団的自衛権は、他国防衛を本質とするものであり、日本は、他国間の戦争・紛争に介入した結果、敵対国からの反撃により、戦争当事国となる危険性を有している。

当会はこれまで総会決議・会長声明を発し、安保法制の違憲性を明確に指摘し、安保法制の制定を断固として反対し、その改廃を求めてきた（２０１４（平成２６）年５月１日付会長声明、同月２４日付総会決議、２０１５（平成２７年）年６月１０日付、８月４日付、９月１９日付会長声明)。

２　安保法制成立後の動き

安保法制成立以降、その違憲性を払拭されるような改廃が行われることはなく、むしろ、２０２２（令和４）年１２月には敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を容認する安保３文書が閣議決定される等、日本が戦争当事国化する危険性は、増加の一途を辿っている。

集団的自衛権が容認されている中で敵基地攻撃能力を保有することの危険性は、２０２３（令和５）年４月２５日付『「反撃能力」の保有に反対し、安保３文書の撤回を求める会長声明』で指摘した通りである。すなわち、我が国と密

接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、日本は、集団的自衛権の行使として「反撃」を行う可能性があり、日本から攻撃を受けた側からすれば、日本に対して一切攻撃していないにもかかわらず、日本が先制攻撃をしたと受け止めかねないものである。

つまり、日本が敵基地攻撃能力を保有することそのものが、憲法９条及びその原理たる恒久平和主義に反するものである。

また、「反撃能力」の保有を国民的な議論や国会審議も経ず、閣議決定により決定する手法については、立憲主義及び議会制民主主義の原則に違反する。

3　結語

日本国憲法は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄し(9 条 1 項)、戦力を保持せず、交戦権を認めない(9 条 2 項)との規定を置き、世界に例を見ない徹底した恒久平和主義を採用している。

当会は、安保法制の成立から１０年目の本年、あらためて安保法制の違憲性を確認するとともに、日本国憲法の恒久平和主義を堅持し、安保法制の改廃及び安保３文書の撤回を求める。

２０２５年（令和７年）１１月２６日

茨城県弁護士会　会長 遠藤 俊弘